

# 田舎館村不妊治療費助成事業 のお知らせ

田舎館村では、少子化対策として、不妊治療等を行う夫婦を対象に、その治療にかかる自己負担分の一部を助成します。

## 助成を受けることができる方

法律上の婚姻関係又は事実婚の関係にある夫婦で、次のいずれにも該当する方

- ①夫婦のいずれかが村内に住所を有し、居住の実態があること
  - ②夫婦がいずれも村税等を滞納していないこと
  - ③同じ治療で他の自治体から助成を受けていない、受ける予定がないこと
- ※令和5年4月1日以降の治療に係る費用が対象です。

## <生殖補助医療>

- |          |  |
|----------|--|
| ○対象となる治療 | <b>医療保険の適用となる生殖補助医療</b><br>(体外受精・顕微授精・男性不妊治療等)   |
| ○助成回数    | 治療開始時の年齢に応じて助成回数が異なります。<br>①40歳未満の女性については、1子につき通算6回まで<br>②40歳以上43歳未満の女性については、1子につき通算3回まで |
| ○助成額     | 1回の申請につき、上限5万円(高額療養費・付加給付等を除く)   |
| ○申請期限    | 治療が終了した月から4ヵ月後の末日(5月中に終了した場合、9月末日)   |

## <一般不妊治療>

- |          |   |
|----------|---|
| ○対象となる治療 | <b>医療保険の適用となる一般不妊治療</b> (タイミング法・人工授精等)                                      |
| ○対象年齢    | 治療開始時の年齢が35歳以下の女性   |
| ○助成額     | 1年度中の申請につき、上限3万円(高額療養費・付加給付等を除く)<br>上限3万円に達するまで何回でも申請できます。複数回分を申請することもできます。 |
| ○助成期間    | 治療開始日が属する年度から3年間  |
| ○申請期限    | 治療が終了した月から4ヵ月後の末日(5月中に終了した場合、9月末日)  |

### 生殖補助医療・一般不妊治療 共通

- ・治療の対象となるための検査及び治療の効果を確認するための検査は助成の対象です
- ・医師の判断で治療を中断した場合も助成の対象です。

## 〈申請に必要な書類〉

- 1 田舎館村不妊治療費助成申請書（様式第1号）
- 2 田舎館村生殖補助医療費助成受診等証明書（様式第2号）  
田舎館村一般不妊治療費助成受診等証明書（様式第3号）  
（医療機関に記載を依頼します。別途文書料がかかる場合があります）
- 3 治療に係る領収書と医療費明細書の写し
- 4 医療機関から渡される治療計画書の写し
- 5 限度額適用認定書の写し（利用しない場合は添付不要）
- 6 付加給付の金額がわかる書類の写し（付加給付がない場合は添付不要）
- 7 振込先通帳（申請の際にコピーします）
- 8 夫婦の住民票
- 9 夫婦の納税証明書

- (1) 治療の内容により、証明書（様式第2、3号）はどちらか片方または両方の提出が必要となります。
- (2) 8、9は申請書（様式第1号）の「承諾欄」に署名した場合は提出不要です。
- (3) 様式第1～3号は健康推進係に備付しています。また、村ホームページからもダウンロードできます。

## 《申請窓口・問い合わせ先》

田舎館村役場（厚生課健康推進係）TEL 58-2111（内線152、153）